



令和2年 秋号

発行：多治見市役所道路河川課 交通指導員

秋も一段と深まり、日差しのぬくもりが心地よい季節となりました。この機会に、色づく山々を見ながら散策をしつつ、親子で交通安全についても話しあってみてはいかがでしょうか。



《子どもを交通事故から守るためのポイント》



《歩道を歩く時》

※ブロックが置いてある歩道や、白線が引いてある歩道は、自転車も通るので車道側ではない端を歩くよう伝えましょう！

何も印のない道路では、人は右側を歩きます。

大人と子どもが並んで歩く時は、大人が車道側に位置し、子どもの手をつないで歩きましょう。(手首を握ると、子どもの急な動きに対応しやすくなり、より安全です。)



《道路を渡る時》

※道路を渡る時は、真っすぐ渡りましょう。

渡る前には、必ず止まって、全ての道路から車が来ていないかを確認してから渡りましょう。



《車で出掛けた時》

※目的地に着いたら、車から大人が先に降りましょう。

大人が外からドアを開け、子どもが降りると安全です。

歩き出す準備ができるまで、大人のそばで待つよう伝えましょう。

子どもが車の周りに立つと、姿が隠れてしまいます。歩き始める時は、車が来ていないことを、子どもの目線で一緒に確認してから目的地へ向かいましょう



《自転車を運転する時》

※自転車は車の仲間に入ります。車と同じように車道の左側を通りましょう。

道路を渡る時は、必ず止まって、歩行者や車が来ていないかを確認します。

13歳未満の子どもは歩道を通ってもいいですが、車道側を徐行します。

(※徐行とは・・・すぐに止まることができる速さで進むこと)

歩道は歩く人のための道路。

歩行者が通る道を妨げてしまう時は、一時停止をしなくてはなりません。



《日常生活の中で、くり返し安全指導をしていきましょう！》

